
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第102号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、令和5年12月20日に、次のとおり指示した。

令和5年1月12日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

(採捕の制限)

- 1 浦ノ内湾において、2に定める制限区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 国の機関又は地方公共団体(大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。)が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合(当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。)
 - (2) 高知海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)から採捕の承認を受けて採捕する場合

(制限区域)

- 2 あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) A区域(天皇洲の区域)

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び 点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒

点 イ 北 緯 33度 26分 10.0秒 ・ 東 経 133度 25分 22.8秒

点 ウ 北 緯 33度 26分 2.2秒・東経 133度 25分 38.9秒

点工 北緯33度26分6.5秒 · 東経133度25分51.9秒

点 才 北 緯 33度 26分 13.0秒 · 東 経 133度 25分 47.2秒

(2) B区域(宇佐大橋の南西側の区域)

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び 点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒

点 イ 北緯 33度 26分 14.2秒・東経 133度 26分 19.0秒

点 ウ 北 緯 33度 26分 7.9秒・ 東 経 133度 26分 17.2秒

点 エ 北 緯 33度 26分 6.2秒・東経 133度 26分 10.3秒

点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

(殻長の制限)

3 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、殻長3センチメートル 未満のあさりを採捕してはならない。

(標識の携帯)

4 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、あさりを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。

(報告書の提出)

5 1 の(2)の採捕の承認を受けた者は、四半期ごとに、委員会が別に定める様式によるあさりの採捕に係る報告書を委員会に 提出しなければならない。

(採捕の承認の取消し)

6 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)の規定に違反してあさりを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の(2)の採捕の承認を取り消すことができる。

(事務の取扱い)

7 この指示に定めるもののほか、1の(2)の採捕の承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定めるところによる ものとする。

(指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月 31日までとする。

高知海区漁業調整委員会指示

○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示